

議案第81号

市道路線の変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年11月26日

つくば市長 五十嵐立青

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項及び第3項の規定に基づき、市道の路線を次のとおり変更する。

旧新別	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
旧	5-1011 号線	つくば市東平塚 528 番地先から	
		つくば市西平塚 23 番 2 地先まで	
新		つくば市東平塚 530 番地先から	
		つくば市西平塚 23 番 2 地先まで	

（提案理由）

民有地を誤認定していたことから、認定区域から除外するため、この案を提出するものである。

つくば市 12 月定例会議

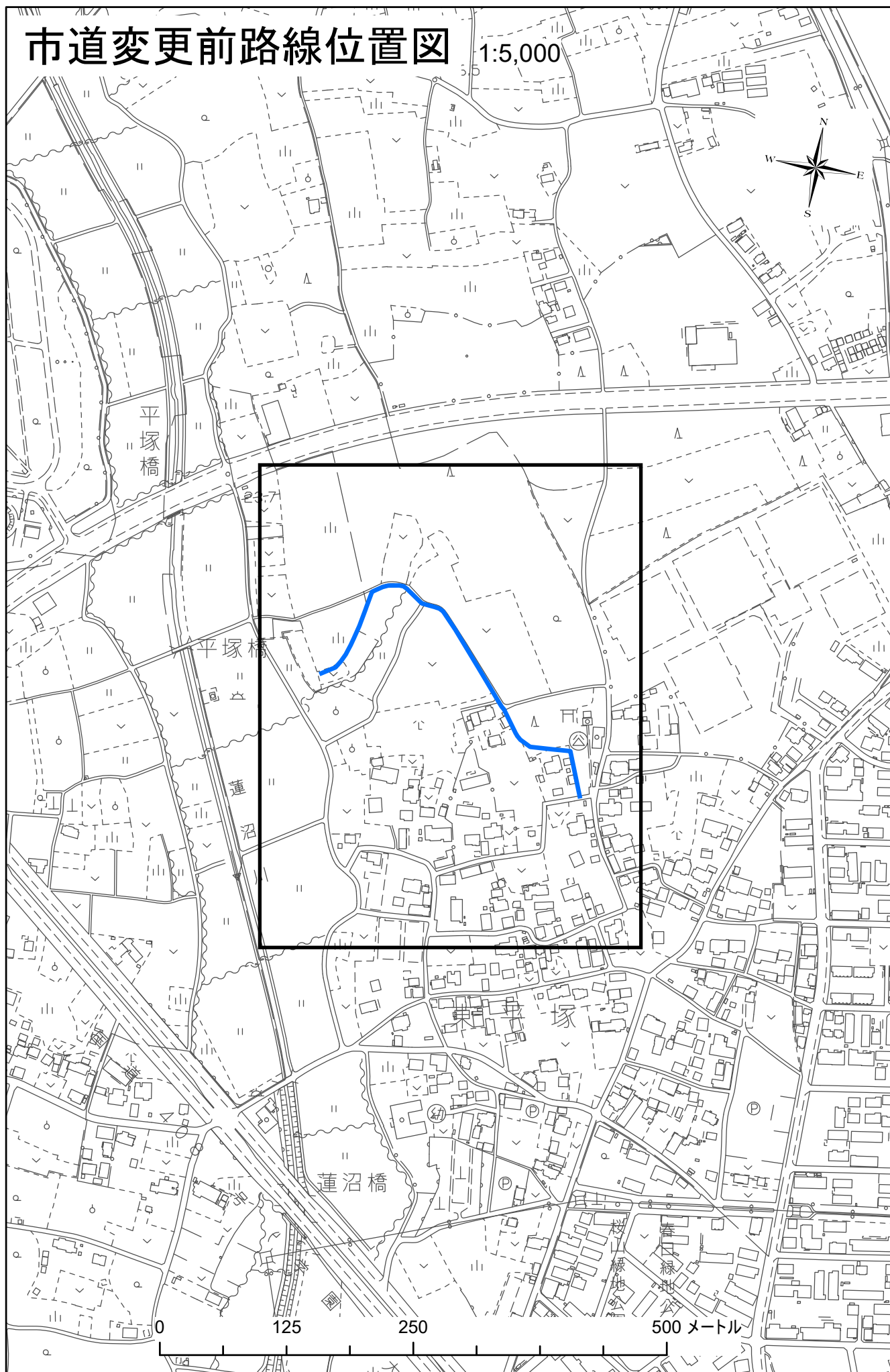
市道路線変更図面

目 次

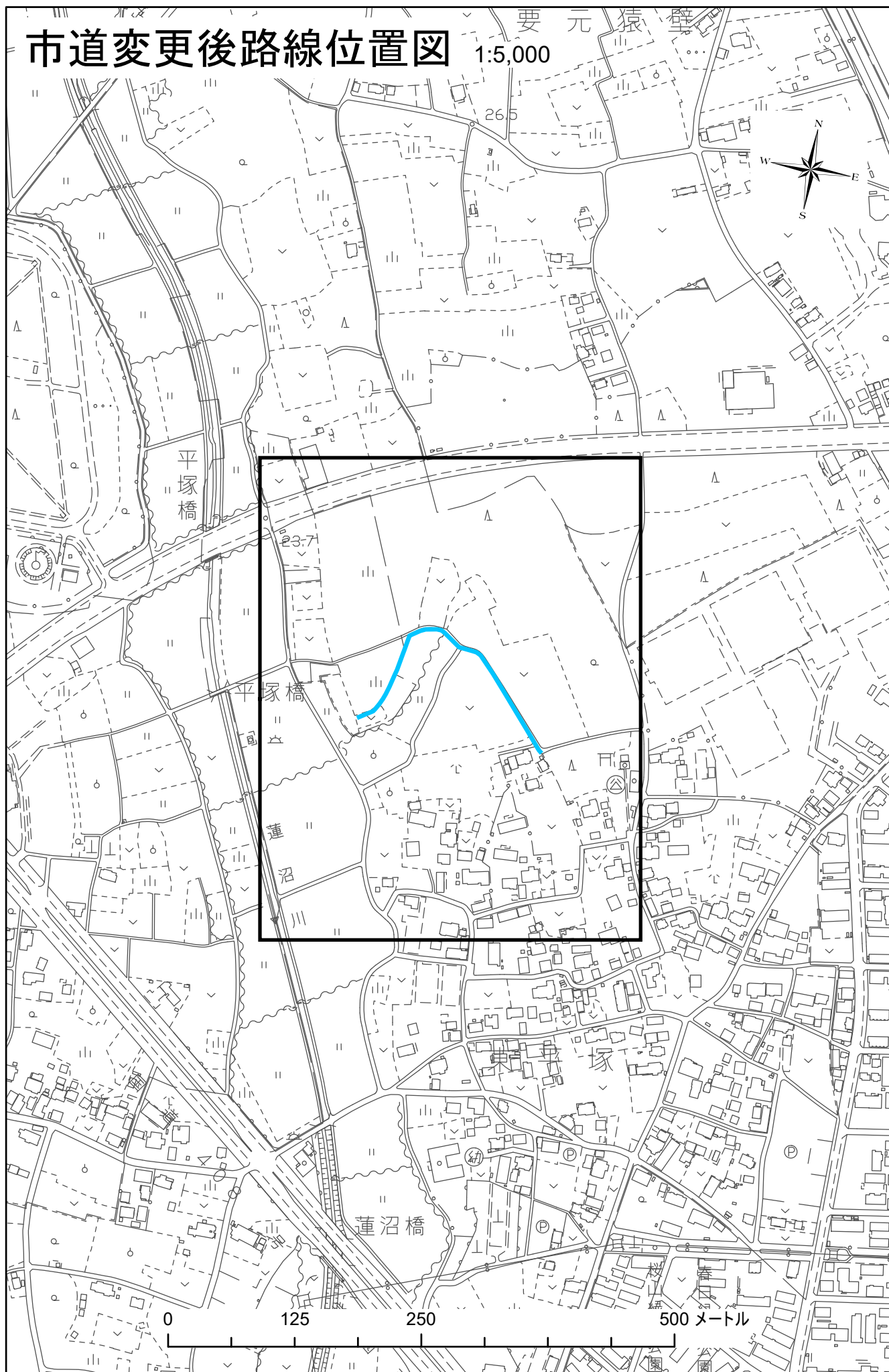
旧新別	路 線 名	起 点	理 由	頁	延長(m)
		終 点			
旧	5-1011号線	つくば市東平塚528番地先から	民有地を誤認定していたことから、認定区域から除外するため	1, 3	427.5
		つくば市西平塚23番 2 地先まで			
新		つくば市東平塚530番地先から		2, 4	295.7
		つくば市西平塚23番 2 地先まで			

合計路線	1本
合計延長 (変更前)	427.5m
合計延長 (変更後)	295.7m

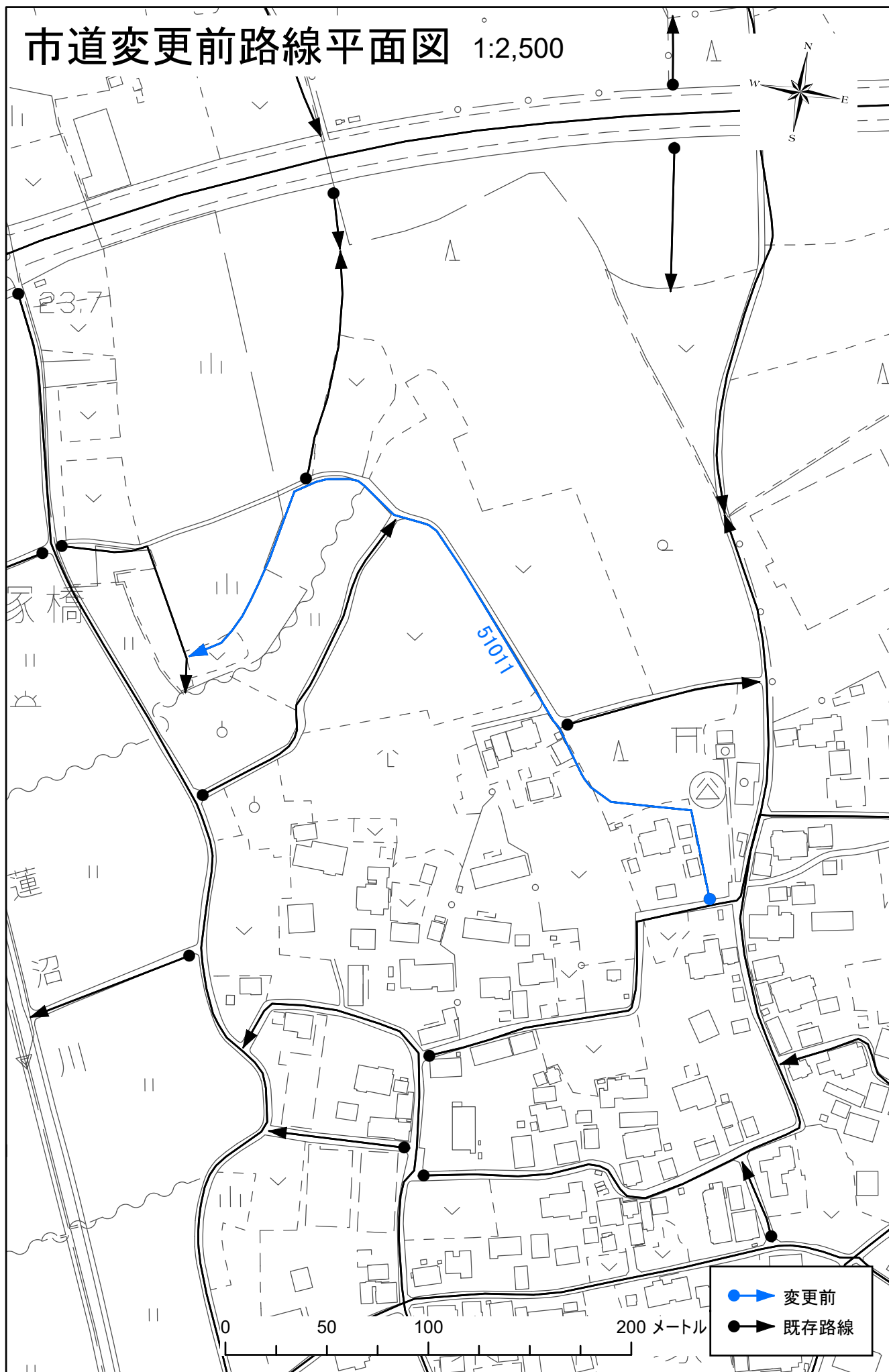
市道変更前路線位置図 1:5,000



市道変更後路線位置図 1:5,000



市道変更前路線平面図 1:2,500



市道変更後路線平面図 1:2,500

